

群馬県済生会前橋病院給食業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和6年10月11日付け群済総課発第92号にて公募している群馬県済生会前橋病院における給食業務（入院患者食）を委託するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定める。

1. 委託する業務の概要

- (1) 委託業務名：「給食（入院患者食）業務委託事業」一式
- (2) 公募番号：群済総課発第92号（令和6年10月11日付け）
- (3) 委託業務の内容等：給食業務委託事業仕様書による
- (4) 委託期間：2025年4月1日から2028年3月31日まで

ただし、期間満了の3ヶ月前までに双方より解約の申し出が無い場合は、上記委託期間満了後最長3年間、1年毎の継続更新ができるものとする。

なお、契約期間中に業務遂行不可能と判断した場合は、契約期間途中であっても契約を解除する場合がある。

- (5) 委託料の支払い：毎月の委託料は、委託業務を受託した者が毎月末日で締め切りの上、委託者に請求し、委託者は翌月末日までに受託者の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。なお、振込手数料については委託者の負担とする。
- (6) 履行場所：群馬県済生会前橋病院
- (7) 契約書：関連する法令等に定めのある必要項目を網羅し、別添契約書様式例に倣い作成し、委託業務仕様書及び提案書を添付のうえ取り交わしを行う。

契約は「請負契約」とする。ただし、当院の事由により仕様書に変更が生じた場合は、協議の上決定すること。

2. プロポーザル参加資格

委託期間中、安全かつ円滑に当該業務を遂行できる事業者であることが必要なため、次のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 関東地区に本社または事業所を有しており、人材配置を迅速、且つ、不足なく対応できること。
- (2) 現在、当該業務について、200床以上の群馬県内の病院に受託先があること。または、300床以上の群馬県内の病院との受託実績が過去5年のうち複数年あること。
- (3) 業務運営に関して各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合、これらを受けている者であること。
- (4) 提案書ヒアリング日において、群馬県および前橋市から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく群馬県および前橋市への入

札参加の制限を受けている者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (9) 群馬県競争入札参加資格者名簿（ぐんま電子入札共同システム）の業者種別「物品・役務」、資格区分「役務等の提供」において、格付等級「A」にて登載されていること。
- (10) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (11) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者。
 - ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - ⑥ 役員等が、暴力団員出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者。

3. 公募期間及び業者決定までのスケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで行います。参加しようとする事業者は、各期限を厳守してください。日程の変更等が生じた場合はこちらから連絡します。

- (1) 公募期間 令和 6 年 10 月 22 日(火) ~ 令和 6 年 11 月 5 日(火)
- (2) 参加申込 令和 6 年 10 月 29 日(火) ~ 令和 6 年 11 月 5 日(火)
- (3) 質問受付 令和 6 年 10 月 30 日(水) ~ 令和 6 年 11 月 5 日(火)
- (4) 質問回答 令和 6 年 11 月 12 日(火)
- (5) 見積書及び提案書提出 令和 6 年 11 月 15 日(金) ~ 令和 6 年 11 月 21 日(木)17:00 まで
- (6) 提案書ヒアリング（プレゼンテーション） 令和 6 年 11 月 29 日(金)
- (7) 選定委員会 令和 6 年 11 月 29 日(金)
- (8) 審査結果通知 令和 6 年 12 月 6 日(金)
- (9) 契約調整 令和 6 年 12 月 6 日(金) ~

4. 参加申込

今回の公募に参加する事業者は、下記の書類を提出すること。

- (1) 提出書類 「プロポーザル参加申込書（様式 1）」
「誓約書（様式 2）」
- (2) 提出部数 1 部（様式 1 の添付書類は各 3 部）
- (3) 提出期間 令和 6 年 10 月 29 日(火)～令和 6 年 11 月 5 日(火)
- (4) 提出方法 持参または書留郵便にて郵送すること。電子メールは不可。
持参の場合は土日祝日を除く 8:30～17:00 の間で予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください。郵送は期限内必着のこと。
- (5) 提出場所 下記 1 1 に記載

5. 質問受付

「プロポーザル参加申込書（様式 1）」及び「誓約書（様式 2）」を提出した事業者は、本要領に関する質問（仕様書や提案書作成に関すること）について、別紙様式 3 により以下の期間内に質問書を提出することができる。

質問に対する回答は、令和 6 年 11 月 5 日までに、参加事業者全員に郵送、FAX 又は電子メールにより送付する。なお、質問の回答は本要領の追加又は修正とみなす。

なお、審査の内容に関係しない簡易な質問を除き、電話及び口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出期間 令和 6 年 10 月 30 日(水)～令和 6 年 11 月 5 日(火)
- (2) 提出方法 電子メールにて事前に送信のうえ、持参又は郵送で提出すること。
ただし、持参の場合は土日祝日を除く 8:30～17:00。持参以外の場合は期限内に必着とし、到着を確認すること。
- (3) 提出場所 下記 1 1 に記載

6. 参加認定

参加申込書を提出した者のうち、上記 2 に定める資格を満たすと認められる者を提案者と認定し、令和 6 年 11 月 29 日(金)に予定する提案書ヒアリング（プレゼンテーション）日時等を、郵送、FAX 又は電子メールにより通知する。

7. 見積書及び提案書の提出

上記 6 により提案者として認められた者に限り、見積書及び提案書を提出することができる。提案者は次のとおり見積書及び提案書を提出すること。

- (1) 見積書（1 通）
委託期間の 3 年間（2025 年度～2027 年度）年度毎の月額の税抜き金額を見積もり、「見積書（様式 4）」により、様式 5 のとおり封書で封印のうえ提出すること。
- (2) 提案書（正本 1 部、副本 12 部）
様式は任意とするが、A4 版縦置き・横書きを基本に 15 ページ以内で、別紙「提案書作成要領」に従い作成すること。別途資料として、以下について直近決算期間の財務諸表を添付すること。

なお、提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

＜添付する財務諸表＞

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 利益処分計算書または損失処理計算書
- ④ キャッシュフロー計算書
- ⑤ 連結子会社の場合、親会社の連結貸借対照表

(3) 提出期間 令和6年11月15日(金)～令和6年11月21日(木)17:00まで

※ 提出後の変更は認めない。ただし審査の必要に応じて追加資料を求める場合がある

(4) 提出方法 持参または書留郵便にて郵送すること。電子メールは不可。

持参の場合は土日祝日を除く 8:30～17:00 の間で予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください。郵送は期限内必着のこと。

(5) 提出先 下記11に記載

8. 受託候補者の選定方法

当院が設置する「給食業務 委託契約検討選定委員会（仮名）（以下「選定委員会」という。）」が予め定めた評価基準に基づき行う。なお、選定委員会は非公開とする。

選定委員会は、提案内容や見積価格などを総合的に評価し、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として特定する。

ただし、優先交渉権者との交渉が不調の際は次点業者との交渉に移行する可能性もある。

本プロポーザルにおいて、当院の要求水準を満たす提案がなかった場合、優先交渉権者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、当院の要求を満たす提案であれば、その者を優先交渉権者として特定する。

(1) 選定委員会は非公開とし、委員は以下のとおりとする。

委員長	：管理局長	副委員長	：副管理局長
委 員	：院 長	委 員	：特別顧問
委 員	：看護部長	委 員	：栄養士長
委 員	：総務課長	委 員	：栄養科主任
委 員	：総務課係長	ほか若干名	

(2) ヒアリングの実施

- ① 選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対してヒアリングを実施する。
- ② ヒアリングは、令和6年11月29日（金）に予定する。時間及び場所等については、提案者に別途通知する。
- ③ ヒアリングは、プレゼンテーション25分、質疑15分、計40分とする。
- ④ プrezentationは、提出された提案書を基に行うものとし、プロジェクター等の機材は用いないこととする。

(3) 委員会における評価基準は下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
① 実績、 経営状況	ア. 本給食業務と同内容の受託実績は良好か イ. 経営が健全か ウ. 繼続的な業務委託が可能か	30 点
② 提案内容	ア. 案の具体性 イ. 実行可能性、院内での受入可能性 ウ. 提案の方向性及び効果 エ. 効率的な業務運営が期待されるか オ. 業務に対する基本的な考え方、方針等が明確、かつ、安全管理、職員の採用や研修育成等が妥当か	50 点
③ 見積金額	ア. 金額の妥当性（年度毎見積額の総額で評価） イ. 年度毎の金額に変動がある場合の妥当性	20 点
合計		100 点

(4) 審査結果については、各提案者に文書をもって通知する。

なお、審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に示されたプロポーザル参加資格の要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 提出書類が本要領ほか別紙「委託業務仕様書」「提案書作成要領」に定める事項に適合しない場合。

10. その他

- (1) 応募書類について、上記 7-(3)提出期間に記載した、ただし書き以外要求した内容以外の書類等は受領しない。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、本手続きに関する作業以外に無断で使用しない。なお、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類の内容等については、必要な範囲で公開する場合がある。
- (6) 契約書及び契約に係る文書の使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約は「請負契約」とし、契約内容は仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、当院の事由により仕様書に変更が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (8) 契約が成立するまでの間において、選定された優先交渉権者が上記 9 に示された失格事項に該当することとなった場合は、優先交渉権者と契約を締結しない。

- (9) この要領に定めるもののほか、本件の契約内容に関しては、日本国の関係法令による。
- (10) その他、疑義の生じた事由については、当院と協議のうえ決定する。
- (11) 不明な点については、下記「1 1. 書類等の提出場所、問合せ先」に照会すること。

1 1. 書類等の提出場所、問合せ先

〒371-0821 群馬県前橋市上新田町 564-1

群馬県済生会前橋病院 総務課 藤枝

電 話 : 027-252-6011 (代表)

F A X : 027-253-0390

E-mail : hi-fujieda@maebashi.saiseikai.or.jp

以上